

浜田地区

特定漁港漁場整備事業計画

(重要な変更)

令和8年 月 日

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由

浜田漁港は、産地市場の高度衛生管理対策や災害に強く安全な地域づくりを推進するため、荷さばき所等の整備を進めてきたところであるが、以下の理由により事業計画の一部を変更する。

1 計画施設の追加

(1) 冷凍及び冷蔵施設の追加

浜田漁港に近い浜田・対馬沖は好漁場を有しており、多数の外来漁船が操業している。

しかしながら、浜田漁港には冷凍及び冷蔵施設の処理能力に限りがあり、陸揚げに制限が生じている。このことから、漁場から浜田漁港よりも遠方の漁港で陸揚げする非効率な操業となっており、水産資源を活用しきれない状況である。

このような状況を踏まえ、浜田・対馬沖の外来漁船の操業効率化を図るため、浜田漁港における冷凍・冷蔵処理能力の増強を前提として、関係地方公共団体及び漁協と外来漁船との間で浜田漁港における陸揚げ量の増加に係る協議が調ったことから、冷凍及び冷蔵施設を本計画に追加する。

2 計画事業費の見直し

(1) 計画施設の追加に伴う事業費の増額

1の計画施設の追加に伴い事業費を増額する。

(2) 浜田マリン大橋の事業費見直し

前回の計画変更(R6)において、資材労務費の価格高騰等を反映し本施設の事業費を増額していたが、前回変更時点から更に資材労務費が価格高騰しているため、浜田マリン大橋の事業費を増額する。

以上は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第6条第2号ロの規定に基づく「機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設（荷さばき所、配送用作業施設、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更」及び同条第3号の規定に基づく「計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更」に該当するため、計画の変更を行う。

2 変更後の目的

目的

(1) 地域の特徴

浜田市は、人口約 5.5 万人（令和 2 年国勢調査）を有する島根県西部の中心都市であり、水産業が基幹産業の一つとなっている。

浜田市の海岸線は、変化に富んだリアス式で、その背後に連なる丘陵地や山地と相まって優美な風景を作り出しており、国の天然記念物に指定されている石見畳ヶ浦や国府海岸を中心とした一連の海岸部が「浜田海岸県立自然公園」に指定されている。

石見畳ヶ浦や国府海岸には山陰地方はもとより、広島県を中心とする山陽地方から海水浴客、釣り人、観光客など年間約 150 万人（令和 6 年県観光動態調査）の来訪者がある。

また、本漁港内にある「しまねお魚センター」には、年間約 17 万人（令和 6 年同調査）の観光客が訪れている。

(2) 水産業の沿革と現状

当地区の水産業は、古くから底魚資源を対象とする沖合底びき網漁業と浮魚を対象とした中型まき網漁業が基幹漁業であり、本県最大の陸揚量を誇っている。

しかし、漁業者の高齢化と過疎化による若年層人口の減少や都市部への流出による後継者不足、燃油価格の高騰や水産資源の減少に伴う経営状況の悪化などにより、地元の沖合底びき網やまき網の船団が激減するなど漁業者が大幅に減少したため、当漁港の陸揚量（陸揚金額）は、平成 2 年の約 19 万トン（93 億円）をピークに減少に転じ、令和 5 年には約 1 万トン（34 億円）にまで大きく落ち込んでいる（R5 港勢調査）。

このため、浜田市では基幹産業である水産業を活性化させるため、平成 16 年から当漁港で水揚げされた全国トップレベルの脂乗りのアジ及びノドグロ並びに塩干品生産量日本一のカレイの 3 種を「どんちっち」ブランドとして付加価値をつけて出荷するほか、平成 28 年からは地元の沖合底びき網漁業者と県水産技術センターが魚の鮮度向上を目指して取り組む新ブランド「沖獲れ一番」の創設など、魚価向上と浜田ブランドの確立に向けた取組を行っている。

(3) 漁港漁場整備の沿革と役割

浜田地区が水産の町として急激に発展したのは明治時代以降であり、特に昭和 27 年に第 3 種漁港、昭和 44 年に特定第 3 種漁港に指定され発展してきた。

浜田漁港の整備は、昭和 30 年の第 2 次漁港整備長期計画（以下「長期計画」という。）から本格的に進められ、第 9 次長期計画までの漁港整備事業により西日本有数の漁業基地に成長し、地域の拠点漁港として整備が続けられている。

漁港の背後には、第 8 次長期計画期間中に県の単独事業等で造成した用地に水産加工業者が進出し、県内をはじめ山陽方面へ水産加工製品を供給する水産加工団地が形成されている。

このように、当地区は日本海西部における水産物の生産、加工及び流通の拠点として位置付けられている。

また、地震などの災害発生時においては、県地域防災計画における防災拠点として救援物資等の輸送及び集積拠点としての役割も有している。

(4) 当該事業計画の目的

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、近年では最終品の検査のみならず原材料の段階から消費に至るまでの一貫した衛生管理が求められているところ、市内大手水産加工業者の取引先である大手量販店や百貨店などの小売業者においても食の安全・安心に対する意識が一層高まってきており、更なる衛生管理の向上が求められつつある。そのような中、水産物の原材料を扱う魚市場においても、陸揚げからせり、出荷に至るまでにおける衛生管理の向上が求められており、当該漁港においても消費者の食の安全・安心のニーズに対応した衛生管理を推進するため、効率的な水揚げ体制を構築するとともに、高度衛生管理型の荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設の整備、陸揚岸壁の改良等を一体的に行うことで、安全・安心な水産物の提供、水揚げ量の増加及び地域水産物のブランド力の更なる向上を図り、魚価の安定・向上と販路拡大及び流通の効率化を図る。

2. 災害リスクへの対応強化

西日本有数の漁業基地であり、島根県最大の流通拠点漁港である浜田漁港は、県内はもとより全国各地の漁船が利用するほか、全国、特に西日本の主要消費市場に水産物を提供している。

そのため、大規模地震等により漁港施設が崩壊し、水産物の陸揚げに支障を来たすことは、当該地域のみならず県全体・全国の水産業に重大な影響を与えることとなる。

このため、陸揚岸壁や浜田マリン大橋の耐震化など、大規模災害発生時においても水産業の早期再開が可能となるよう防災機能の強化が求められている。

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	浜田地区
-----	------

ロ 所在地等

都道府県名	島根県	関係市町村名	浜田市
地域指定	県立自然公園、都市計画区域、過疎		
整備対象漁港名	浜田漁港	整備対象漁場名	—

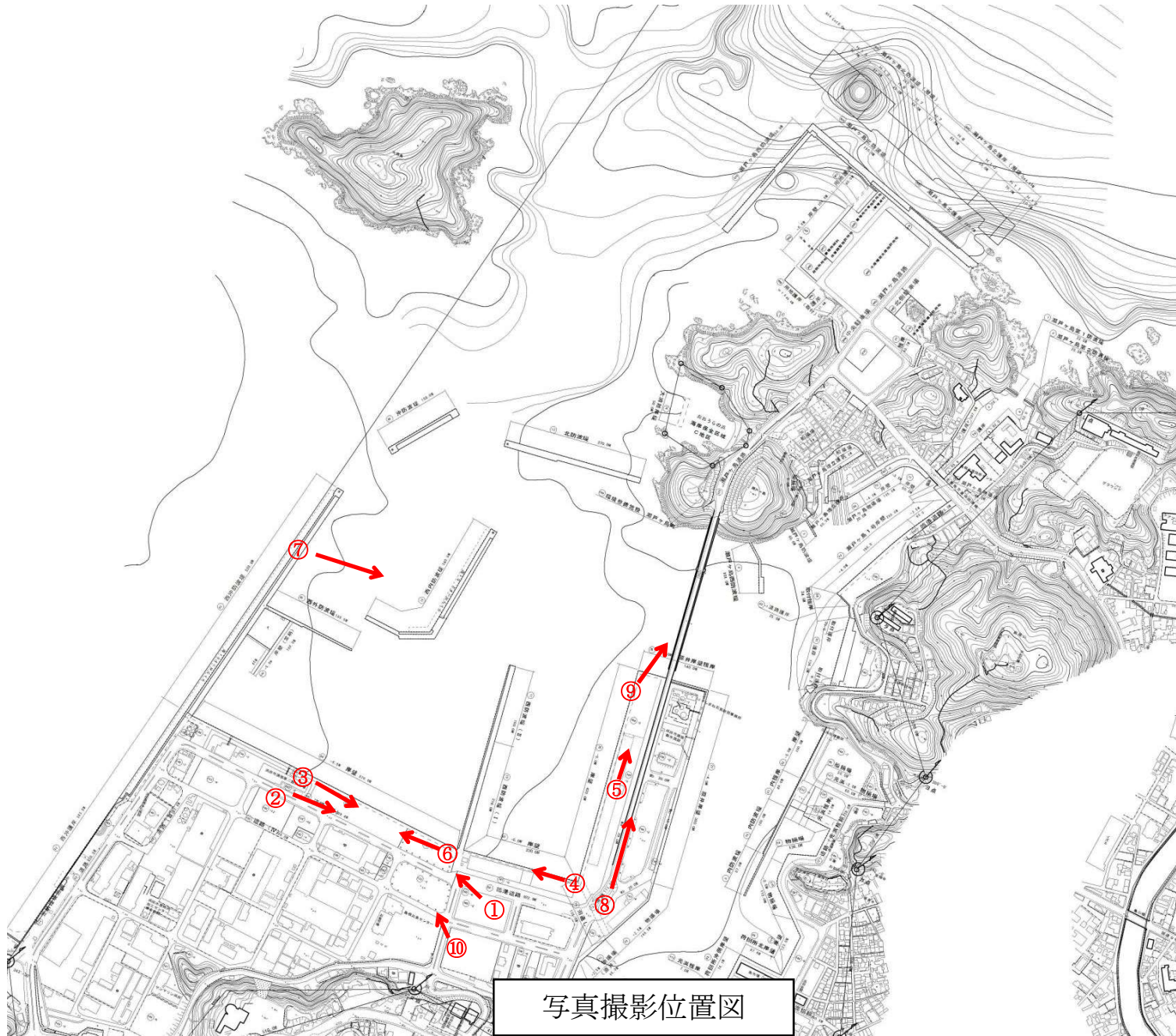
ハ 変更後の位置図

位置図	別添参照
写真等	別添参照

ハ 変更後の位置図

位置図





写真撮影位置図

写真台帳

都道府県	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体	漁港管理者	漁港所在地
島根県	浜田漁港	3530010	特定3種	本土	島根県、浜田市 漁業協同組合 JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町

【浜田漁港】

浜田漁港 全景



写真台帳

都道府県	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体	漁港管理者	漁港所在地
島根県	浜田漁港	3530010	特定3種	本土	島根県、浜田市 漁業協同組合 JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町

【-6.0m 岸壁】

- ・荷さばき所位置の岸壁（-6.0m 岸壁）前面の静穏度が十分に確保されていないため、船舶の安全な係船に支障がある。



①-6.0m 岸壁



②-6.0m 岸壁

写真台帳

都道府県	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体	漁港管理者	漁港所在地
島根県	浜田漁港	3530010	特定3種	本土	島根県、浜田市 漁業協同組合 JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町

【-6.0m岸壁、-5.0m岸壁】

・主要な陸揚岸壁において必要な耐震性能が不足している。



③-6.0m 岸壁



④-5.0m 岸壁

写真台帳

都道府県	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体	漁港管理者	漁港所在地
島根県	浜田漁港	3530010	特定3種	本土	島根県、浜田市 漁業協同組合 JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町

【荷さばき所(高度衛生管理型)】

浜田漁港の水揚げの約9割を占めるまき網・沖合底びき網漁業が陸揚する荷さばき所は上屋のみであり側壁等がなく、鳥類が施設内へ侵入することで、鳥糞・羽毛等の危害の混入が生じているとともに、日射・風雨の影響による鮮度低下が生じている。



⑤荷さばき所(5号荷さばき所)



⑥岸壁(7号岸壁)

写真台帳

都道府県	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体	漁港管理者	漁港所在地
島根県	浜田漁港	3530010	特定3種	本土	島根県、浜田市 漁業協同組合 JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町

【浜田マリン大橋】

耐震性能が不足していることから、大規模地震発生時には水産関係者や緊急車両の車両通行が困難となり、また復旧にも長期間要することが想定されるため、漁業活動の再開の遅れ、地域経済への影響、水産物の安定供給が確保できないなどの懸念がある。



⑦浜田マリン大橋(遠景)



⑧浜田マリン大橋(原井地区側)



⑨浜田マリン大橋(近景)

写真台帳

都道府県	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体	漁港管理者	漁港所在地
島根県	浜田漁港	3530010	特定3種	本土	島根県、浜田市 漁業協同組合 JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町

【冷凍及び冷蔵施設】

外来漁船の誘致により、陸揚量の増加が見込まれるため、冷凍及び冷蔵施設の処理能力を確保する必要がある。



⑩冷凍及び冷蔵施設（建設予定地）

二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

<現状、課題>

消費者の食の安全・安心への関心の高まりにより消費マーケットにおける安全で安心な水産物へのニーズが高まる中において、全国の特定第3種漁港を中心とした大規模漁港においても衛生管理体制の構築に向けての整備が着々と進行しており、今後産地間の競争はより厳しさを増してくるため、競争を勝ち抜く上でも、産地市場における高度衛生管理の導入等による差別化や高付加価値化は、今後、より重要になっている。

一方、輸出においては、CPTPPの発効を受け、今後、水産物の輸出機会の拡大が期待されるとともに、海外からの輸入魚の取扱いも増加することが予想され、これらの競争に対応していくが必要になっている。

そのような中で、当該漁港における荷さばき所は屋根のみで壁がなく、風雨の吹き込みや野鳥の侵入等により異物混入が懸念されるため、衛生面への対策・改善が求められる。

また、浜田漁港における冷凍・冷蔵処理能力に限りがある中で、浜田・対馬沖の外来漁船の操業効率化を図るため、浜田漁港における冷凍・冷蔵処理能力の増強を前提として、関係地方公共団体及び漁協と外来漁船との間で浜田漁港における陸揚量の増加に係る協議が調ったことから、新たに冷凍及び冷蔵施設を整備する必要があるとともに、陸揚げ、冷凍、出荷まで一貫した衛生管理体制の構築が求められる。

加えて、荷さばき所等から発生する排水についても、高度衛生管理型荷さばき施設の整備に伴い、排水量が増加することから、既存の排水処理施設では排水を処理しきれず泊地内に流入し水質環境を保持できないおそれがある。

そのほか、衛生管理対策に伴う荷さばき施設の再編に伴いまき網船の主要な陸揚岸壁となる-6.0m岸壁では、荒天時において静穏度が確保されていない。また、荷さばき施設の再編や近年の船舶の大型化等により、岸壁の水深不足等の解消が必要となっている。

<整備方針>

衛生管理に対応した荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設を新たに建設し、ハード・ソフト面を含めた衛生管理対策の確立を図る。なお、浜田漁港の主な基幹漁業である、まき網と沖合底びき網専用の荷さばき所を整備することで、生物的、化学的及び物理的の防止に加え、作業の効率化と安全性の向上、水産物の集積・出荷作業の迅速化などが図られることにより高度衛生管理体制を構築する。あわせて、地域の協議会により輸出促進の取組等を一体的に行うことで水産物輸出の拡大を図る。

また、荷さばき所や岸壁の整備に併せ、既存の排水処理施設を改良することで、泊地の水質環境の保全を図る。さらに、衛生管理に伴う施設の再編により必要となる、岸壁の増深を行うとともに、西内防波堤の改良を行うことで、港内静穏度の向上等を図る。

2. 災害リスクへの対応力強化

<現状、課題>

西日本有数の漁業基地であり、島根県最大の流通拠点漁港である浜田漁港は、県内はもとより全国各地の漁船が利用するほか、全国、特に西日本の主要消費市場に水産物を提供している。しかし、主要な陸揚岸壁等は、現行の耐震基準を満足していないことから、大規模地震・津波災害発生時に多大な被害が発生し、早期の漁業活動の再開が遅れることによる、地域経済や水産物の安定供給への悪影響及び多額の復旧費用の発生などが懸念されている。

また、浜田マリン大橋は耐震性能が不足していることから、大規模地震発生時には水産関係者や緊急車両の車両通行が困難となり、また復旧にも長時間要することが想定されるため、漁業活動の再開の遅れ、地域経済への影響、水産物の安定供給が確保できないなどの懸念がある。

このため、今後想定される大規模地震・津波災害に対し、水産物流通機能の維持・早期回復を可能とする災害に強い中核的な拠点漁港としての機能強化を図る必要がある。

<整備方針>

大規模地震・津波災害の発生後において水産活動の維持・早期再開が可能となるように、-6.0m岸壁及び-5.0m岸壁について耐震化の改良を行うとともに、浜田マリン大橋についても、橋脚・支承部の補強を行うなど、耐震補強を行う。あわせて、BCPの策定と関係者による定期的な訓練の実施等により水産物流通機能の早期回復を図る。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(令和3年現在)
令和5年現在

(変更時の現況)

整備対象漁港名 浜田漁港 (特定第3種)	(10,639) 属地陸揚 10,214 ト	(3,037) 属地陸揚金額 3,357 百万円	(4,930) 属人漁獲量 4,498 ト
	(151) 登録漁船隻数 145 隻	(281) 利用漁船隻数 291 隻	(168) 漁船以外利用船舶隻数 168 隻
	主な漁業種類 沖合底びき網、まき網		主な魚種 あじ類、さば類、ぶり類

(目標年：令和5年)
目標年：令和15年

(将来見通し)

整備対象漁港名 浜田漁港 (特定第3種)	(20,273) 属地陸揚量 17,910 ト	(4,908) 属地陸揚金額 4,621 百万円	
	(133) 登録漁船隻数 150 隻	(245) 利用漁船隻数 290 隻	(168) 漁船以外利用船舶隻数 168 隻

将来見通しの考え方

〈属地陸揚量〉

- ・直近の5か年（令和元年から令和5年）の平均に対して、冷凍及び冷蔵施設の整備による陸揚増加を見込んだ推計値とした。

〈属地陸揚金額〉

- ・直近の5か年（令和元年から令和5年）の平均に対して、冷凍及び冷蔵施設の整備による陸揚増加を見込んだ推計値とした。

〈登録漁船隻数〉

- ・年変動はあるが、近年一貫した増加や減少は見られないことから、直近の5か年（令和元年から令和5年）の平均を推計値とした。

〈利用漁船隻数〉

- ・直近の5か年（令和元年から令和5年）の平均に対して、冷凍及び冷蔵施設の整備による陸揚増加を見込んだ推計値とした。

〈漁船以外利用船舶隻数〉

- ・近年同数で推移しているため、令和5年と同数とした。

(2) 変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等
(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者
島根県	浜田漁港	特定3種	本土	島根県		島根県
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和8年 月第2回変更		備考
		単位	計画数量	単位	変更後	
外郭施設	西内防波堤 (改良)	式	1	式	1	①S55 築造
係留施設	-6.0m 岸壁 (改良)	m	300	m	300	②S60 年築造 ③S51 年築造
	-5.0m 岸壁 (改良)	m	230	m	230	
輸送施設	浜田マリン大橋 (改良)	式	1	式	1	④H7~H12 年築造
浄化施設	漁港浄化施設 (改良)	式	1	式	1	⑤H4 年、H7 年築造

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者
島根県	浜田漁港	特定3種	本土	浜田市		島根県
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和8年 月第2回変更		備考
		単位	計画数量	単位	変更後	
漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	荷さばき所	式	1	式	1	⑥新設

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者
島根県	浜田漁港	特定3種	本土	漁業協同組合 JF しまね		島根県
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和8年 月第2回変更		備考
		単位	計画数量	単位	変更後	
漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	冷凍及び冷蔵施設	—	—	式	1	⑦新設

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手(予定)年度	平成 28 年度	完了予定年度	(令和 11 年度) 令和 11 年度
----------	----------	--------	------------------------

ハ 計画平面図

計画平面図	
	別添参照

二 漁獲物の衛生管理に関する事項

漁獲物の衛生管理に関する事項	
----------------	--


前述「イ 主要施設の種類の種類、規模及び配置等」のうち、国の策定する「高度衛生管理基本計画」に基づく整備内容は、以下の通り。

計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和 8 年 月第 2 回変更		事業主体
		単位	計画数量	単位	変更後	
係留施設	-6.0m 岸壁 (改良)	m	300	m	300	島根県
	-5.0m 岸壁 (改良)	m	230	m	230	
浄化施設	漁港浄化施設 (改良)	式	1	式	1	島根県
漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	荷さばき所	式	1	式	1	浜田市
漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	冷凍及び冷蔵施設	—	—	式	1	漁業協同組合 JF しまね

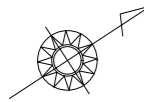
- ◆施設の設計に当たっては、地震等の想定される外力に対し所要の安定性を確保する。
- ◆施設規模について、今後の外来船の誘致も考慮し、高度な衛生管理に必要となる規模を算定する。
- ◆荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設の整備に当たっては、清浄な海水の取水施設、水産物の保管に適した温度調整が可能な機能、人の入場の際の洗浄施設、管理通路、水産物の情報処理施設等を導入する。

4 変更後の事業費に関する事項

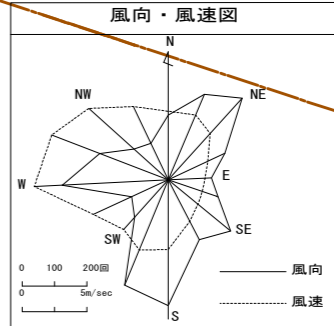
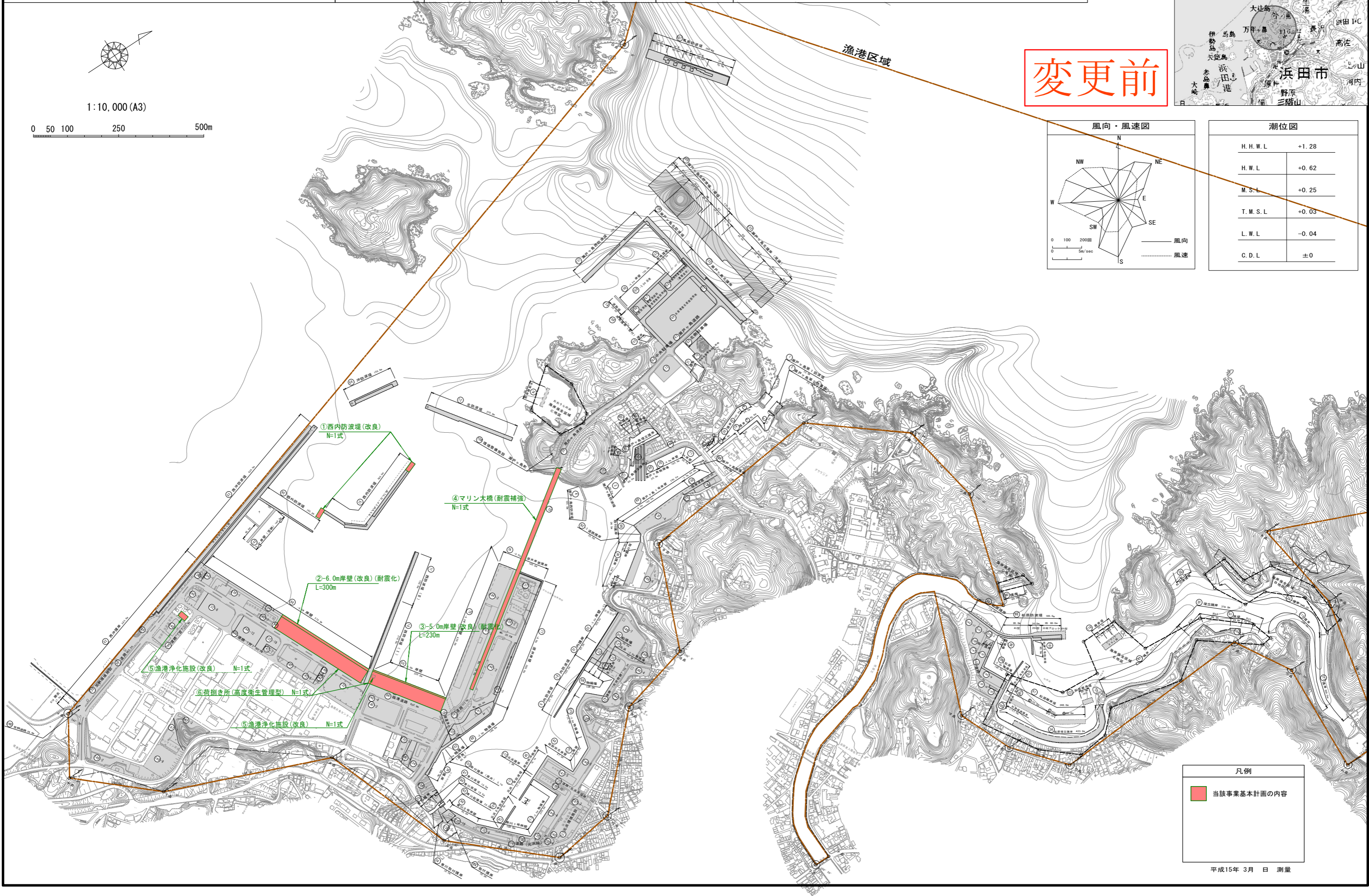
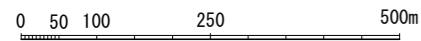
	変更前の計画事業費	令和 8 年 月第 2 回変更
計画事業費	10,269 (百万円)	13,760 (百万円)

浜田漁港 特定漁港漁場整備事業	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所	位置図 
	3530010	特定3種	本土	島根県・浜田市	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町	

変更前



1:10,000 (A3)




潮位図

H.H.W.L	+1.28
H.W.L	+0.62
M.S.L	+0.25
T.M.S.L	+0.03
L.W.L	-0.04
C.D.L	±0

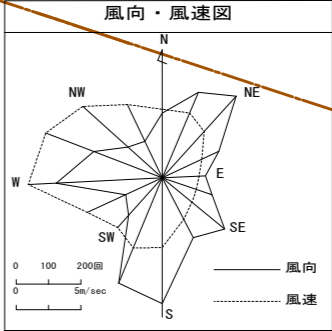
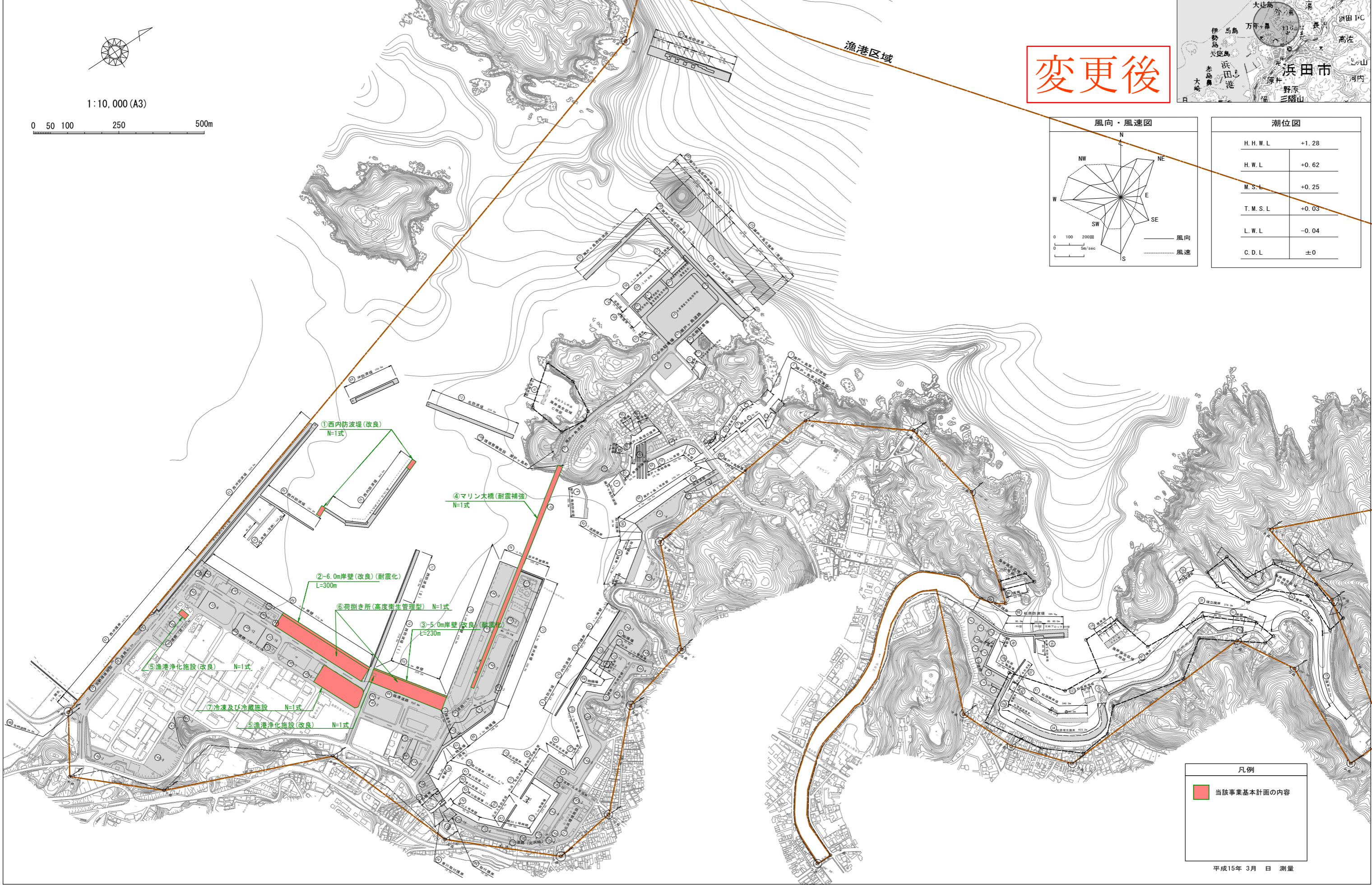
凡例

	当該事業基本計画の内容
--	-------------

平成15年 3月 日 測量

浜田漁港 特定漁港漁場整備事業	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所	位置図 
	3530010	特定3種	本土	島根県・浜田市・漁業協同組合JFしまね	島根県	島根県浜田市原井町・松原町・瀬戸ヶ島町	

変更後



潮位図

H.H.W.L	+1.28
H.W.L	+0.62
M.S.L	+0.25
T.M.S.L	+0.03
L.W.L	-0.04
C.D.L	±0

凡例

	当該事業基本計画の内容
--	-------------

平成15年 3月 日 測量

5 変更後の効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果

特定第3種漁港であり、水産物の流通拠点である浜田漁港において、当該事業を実施することにより、以下の効果が得られる。

① 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

高度衛生管理対応型の新たな荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を整備し、ハード・ソフト面を含めた衛生管理対策を確立することで、安全・安心な水産物の供給、水揚げ量の増加、地域水産物のブランド力の更なる向上、魚価の安定・向上が図られる。また、高品質で競争力の高い水産物の供給が可能となることから、国内販売はもとより海外輸出を促進されることが期待される。

② 災害リスクへの対応力強化

-6.0m岸壁、-5.0m岸壁、浜田マリン大橋はそれぞれ、昭和62年度、昭和50年度、平成11年に整備しており、耐震診断を行った結果、現行の耐震基準を満足しておらず、大規模地震発生後には長期にわたり水産物の取扱いに甚大な影響を及ぼす懸念がある。このため、同施設を耐震化することにより、大規模災害発生時の被害を最小限に抑え、漁業活動の早期再開が可能となる。

③ 地域を支える多様な人材の活躍

西内防波堤の堤頭部(L=30m)を移設することで、港内静穏度及び港内航行の安全性が向上し、就労環境の改善が図られる。

2. 地域に与える影響

当該事業を実施することで、以下の効果が得られることにより、水産業を通じて交流人口や定住人口の増加、地域の活性化に寄与できる。

① 付加価値の向上

高度衛生管理に対応した荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設の一体的な整備とともに、市場関係者自らによる衛生管理体制の強化を図ることにより、消費者に安全・安心な水産物を提供することができ、付加価値の向上（水産物の品質防止低下）や魚価の安定が期待できる。

② ブランドの強化、販路拡大

浜田漁港の背後には、水産加工団地が控えていることから、漁港・市場の衛生管理の強化を図ることにより、加工場と一体的な衛生管理の向上、加工場の衛生管理強化の促進、「どんちっち」ブランドの強化や販路拡大が期待できる。

③ 新規就業者確保に関する効果

高度衛生管理に対応した新たな市場並びに冷凍及び冷蔵施設を整備し外来船を誘致することで水揚げ量の増加が見込まれ、これに伴い水産関係関連産業の活性化や新規就業者の雇用増加への効果が期待できる。

3. 費用対効果分析結果		
社会的割引率	4.0 %	投資期間 (11) 平成 28 年 ～ 令和 11 年
現在価値化の基準年	(令和 5 年度) 令和 7 年度	施設の耐用年数 漁港施設 50 年 (荷さばき所施設 38 年) (漁港浄化施設 23 年) (冷凍及び冷蔵施設 20 年)
貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	令和 8 年 月第 2 回変更
貨幣化した効果項目	②漁獲機会の増大効果 ④漁獲物付加価値の効果 ⑧生命・財産保全・防御効果	②漁獲機会の増大効果 ④漁獲物付加価値の効果 ⑧生命・財産保全・防御効果
総便益額 B	13,323 (百万円)	21,819 (百万円)
総費用額 C	11,437 (百万円)	19,117 (百万円)
費用便益比率 (B/C)	1.16	1.14
参考	純現在価値：(B-C) 1,887 百万円	純現在価値：(B-C) 2,701 百万円
	内部収益率：(IRR) 5.6 %	内部収益率：(IRR) 5.0 %
4. 事業の定量的・定性的効果 (貨幣化が困難な効果)		
<ul style="list-style-type: none"> 高度衛生管理型荷さばき所及び岸壁整備により、効率的な水揚げ体制が構築され、外来漁船の利用増が期待される。 当該事業で浜田漁港の機能を強化することにより、浜田市水産業の活性化が図られ、地域産業への波及効果が期待される。 浜田マリン大橋の耐震補強により、有事の際の一般車両の迂回路として機能が確保され、渋滞の軽減及び緊急物資の円滑な輸送に寄与することが期待される。 西内防波堤の移設により、航路幅が広がることにより港内航行の安全性向上が期待される。 岸壁の増深に伴う漁船の大型化により、船員の就労環境の改善が期待される。 		

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

本計画における荷さばき所（高度衛生管理型）整備については、浜田地区高度衛生管理基本計画に基づき進めることとし、漁港浄化施設の改良や岸壁改良を行い、荷さばき所等から発生する血水等を直接港内に流出させることなく適切に処理し、漁港周辺海域の水質保全を図る。

また、荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設の整備には LED 照明を採用するほか、電動フォークリフトを導入することにより、CO2 排出量の削減に努める。

7 変更後の水産物の衛生管理に関する事項

水産物の衛生管理に関する事項

<衛生管理の基本的な考え方>

取り扱われる水産物について、陸揚げから荷さばき、冷凍、出荷に至る各工程において（生物的、化学的及び物理的）危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理並びに要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。

<高度衛生管理導入の対象水産物と対象エリア>

■対象水産物

まき網漁業でのアジ、イワシ、サバ、マグロ及びブリ、沖合底びき網漁業のカレイ類、タイ類及びアナゴ等のほか、いか釣漁業及び一本釣り漁業で漁獲されたもの、そして浜田漁港周辺で陸揚げされ本港にトラックで運ばれてくる陸送物等、浜田漁港で取り扱われる全ての水産物を対象とする。

■対象エリア

7号岸壁の背後に、まき網漁業を対象としたセレクトター販売とトラックスケール販売に対応した荷さばき所を整備し、4号岸壁の背後に、沖合底びき網漁業やいか釣漁業、定置網漁業、一本釣り漁業及び陸送物を集約して陳列販売する荷さばき所を整備する計画である。

また、冷凍及び冷蔵施設は、トラックに直積みされたまき網漁業の水産物が搬入される。

各建物は、閉鎖型で防鳥対策を施すことによって危害の混入を防ぐことから、高度衛生管理エリアとする。

8 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
—	—	—	—